

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	大分県教育委員会
指定したモデル地域名	別府教育事務所管内

概 要

地域内の全学校・園数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
36	46	19	11	0	5	117

＜参考＞保育所数：53 所、児童発達支援センター等の施設：2 園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

別府市・日出町・杵築市・国東市・姫島村で構成される地域で、教育と医療・福祉・保健機関との連携は進んでいる。特に日出町・杵築市・国東市では医師が診断する 5 歳児健診を実施している。

地域内の特別支援学校 5 校がセンター的機能により巡回相談を実施し、専門家チーム相談会も 5 校が連携して実施している。この地域の巡回相談件数は全県（7 ブロック）総件数の 25% で、専門家チームへの相談件数は全県総件数の 16% であることから、特別支援教育に関するニーズの高さが現れている。

平成 24 年度より、特別支援学校教諭免許状を保有する特別支援学校（小学部、中学部）新規採用者の一部を県内の小・中学校特別支援学級への配置を開始し、別府教育事務所管内には知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級の両方が設置された学校に上記の新規採用者が配置されていた。

2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

（１）合理的配慮研究教員の委嘱

協力校（国東市立安岐小学校、国東市立安岐中学校、日出町立日出小学校、日出町立日出中学校）を指定し、協力校の特別支援学級担任のうち 1 名に「合理的配慮研究教員」を委嘱し、合理的配慮の普及・推進のリーダーに指名した。

（２）合理的配慮協力員の派遣

特別支援学校勤務経験のある地域人材から選出した合理的配慮協力員を、別府教育

事務所に配置し、合理的配慮研究教員の支援を行った。

(3) 「合理的配慮基礎研修会」の開催

モデル地域の学校や関係機関等を対象に合理的配慮に関する基礎的な理解を深め、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成を推進することを目的とした研修会

(4) 「合理的配慮協議会」の設置

学校教育の専門的知識を有する者、学識経験者、医療関係者、関係行政機関の職員等で組織し合理的配慮の検討方法や具体的内容を提案することを目的に協議会を年6回開催した。協議会を各協力校で開催し、当該児童生徒の授業観察を通して、障害特性に応じた合理的配慮を検討し協力校に提案した。当該児童生徒の学校生活上の行動をアセスメントし合理的配慮が必要な場面を特定し、環境因子を考慮して障害特性に応じた合理的配慮を検討し、合理的配慮の提供により期待できる改善行動を評価することで、合理的配慮を評価・改善するシステムが考え出された。

(5) 各市町村教育委員会への合理的配慮の普及・推進

合理的配慮協議会の検討方法と、合理的配慮を視点とした個別の指導計画や個別の教育支援計画の様式案を県内全市町村教育委員会に情報提供した。

【モデル地域内における取組】

(1) 協力校での合理的配慮の実践

合理的配慮協議会から提案された合理的配慮を、合理的配慮協力員の支援を受けて合理的配慮研究教員が実践した。

(2) 合理的配慮検討委員会の設置

協力校の管理職、特別支援教育コーディネーター、関係市町教育委員会事務局で組織する合理的配慮検討員会で、設置者と学校で提供可能な合理的配慮を決定した。

(3) 近隣の小・中学校を対象とした合理的配慮研究教員の授業公開

(4) 小・中学校教育課程大分県研究協議会（特別支援教育部会）での実践発表

各市町村教育委員会の特別支援教育部会の代表者による協議会で、合理的配慮の実践発表を行った。

3. 成果及び課題

合理的配慮協議会での検討により、障害特性に応じた合理的配慮の考え方が協力校に理解され、当該児童生徒に効果的に実践できるようになった。特別支援学級で提供されている合理的配慮を通常の学級にいかに普及するか、各教科の学習を当該学年の通常の学級の交流及び共同学習で実施する際の合理的配慮について課題が残った。